

# 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

## 目的・背景

適格請求書等保存方式の実施による中小・小規模事業者の負担軽減や影響最小化を目的としており、これまで免税事業者であった者が適格請求書発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する負担軽減措置が講じられる。

## 税制措置の内容

大項目	内容
適用対象者	インボイス制度を機に、免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になった者 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受け、登録日から課税事業者となる者</li><li>・ 免税事業者が課税事業者選択届出書を提出した上で登録を受け、適格請求書発行事業者となる者</li></ul> ※適格請求書制度開始前から課税事業者を選択していた事業者、基準期間（前々事業年度）における課税売上高が1千万円を超える事業者、課税期間を1ヶ月又は3ヶ月に短縮する特例の適用を受けている事業者は適用除外とする。
税制措置	課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができる。
適用期間	令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間（3年間）

※個人の場合の「基準期間」は前々年となる

# 本則課税・簡易課税・2割特例制度の比較

※課税標準額に対する消費税額とは、課税売上に対して係る消費税の金額のこと

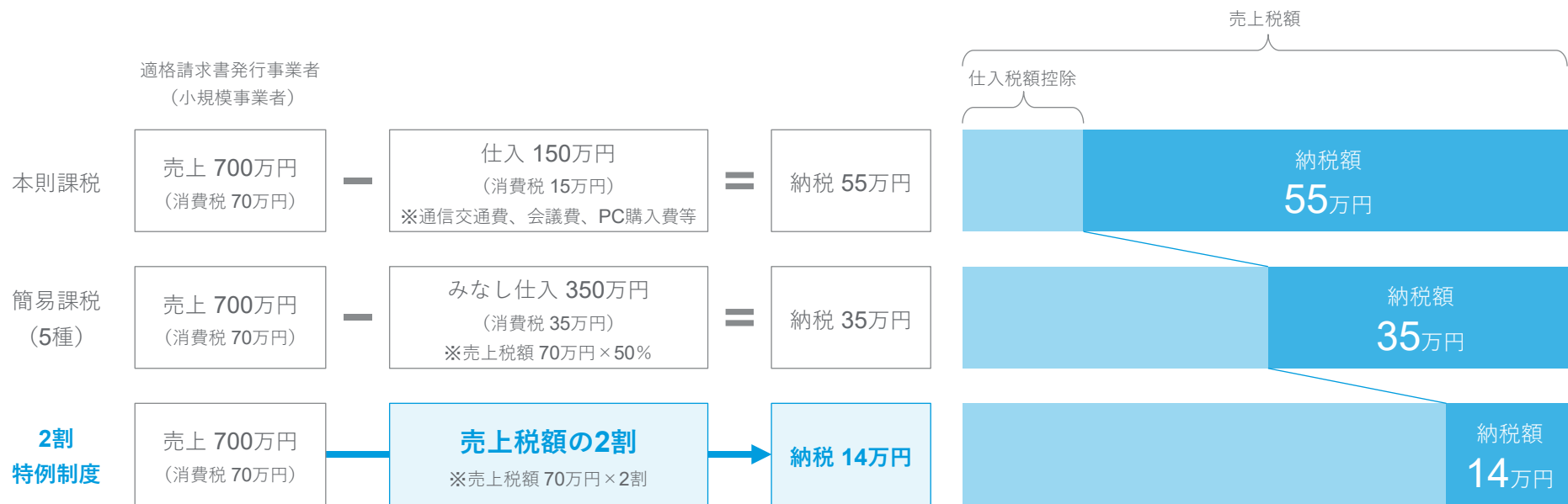
課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができる。

前提：A氏はプログラマーを営む個人事業主である。

年間売上は創業以来700万円であり、年間売上が1,000万円以下のため消費税の納税義務はなかった。

年間経費は150万円であり、内容は通信費等全て消費税がかかる取引によるものである。

インボイス制度の開始に伴い、得意先のB社から「適格請求書発行事業者になってくれないか」とお願いされ、課税事業者となった。

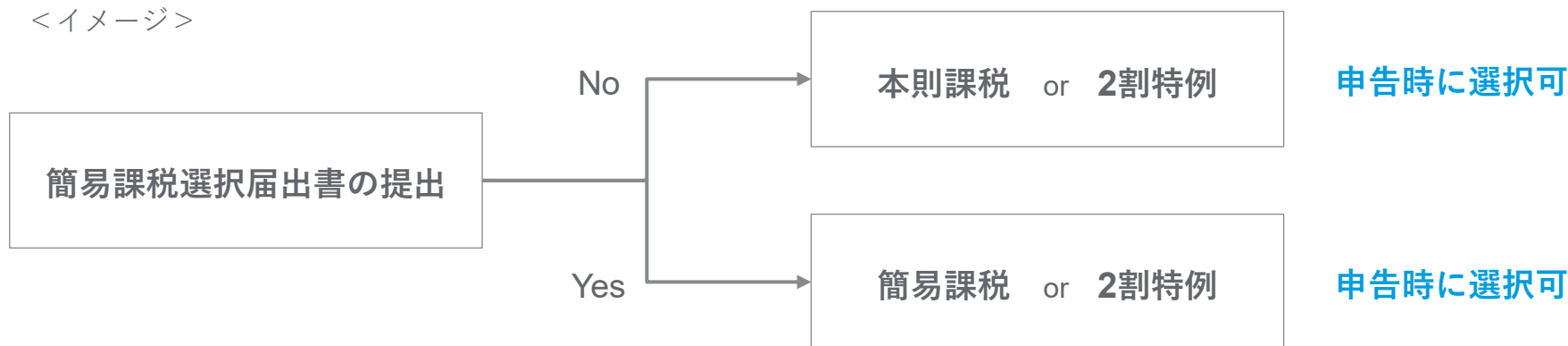


※2割特例の適用にあたっては、事前の届出は求めず申告時に選択適用可能となり、簡易課税制度と比しても事務負担が大幅に軽減される。

## 申告時における選択適用

2割特例は、本則課税と簡易課税のいずれを選択している場合でも適用が可能。簡易課税制度の適用を受けるための届出書を提出していたとしても、申告の際に2割特例を選択することも可能となる。（簡易課税制度選択届出書を取り下げる必要はない）

<イメージ>



### 留意点

- 特例終了後の最初の課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができる。
- 卸売業の場合は、みなし仕入率が**90%**となるため簡易課税制度の方が有利となる。

業務区分	みなし仕入率	業務区分	みなし仕入率
卸売業	90%	その他の事業	60%
小売業等	80%	サービス業等	50%
製造業等	70%	不動産業	40%